規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時:平成20年9月22日(月) 16:00~17:00

2. 場 所:永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 議 題:社団法人 日本損害保険協会ヒアリング

「第三者による住民票写し事務手続きの統一化について」

4. 出席者:【規制改革会議】

米田主查、川上委員

【社団法人 日本損害保険協会】

総合企画部 法務室長 五味正夫

総合企画部 法務室 副長 並木健一郎

【東京海上日動火災保険株式会社】

事務会計サービス業務部 課長 小濱俊一

経営企画部 主任 鈴木 翔

【日本興亜損害保険株式会社】

経営企画部 課長 渡邉俊之

5. 議事概要

○事務局では、早速ヒアリングを始めていきたいと思います。

本日は、日本損害保険協会さん及びその協会に所属する関係各社さんにお集まりいただきまして、 議事次第に書いてございますとおり「住民票写し事務手続きの統一化について」現状の問題点と課 題、それから、今後の方向性につきまして、御説明いただきたいと思っております。

本テーマに関しましては、昨年のもみじ、本年のあじさい要望と、2回にわたって御要望いただいておりますが、いずれも所管総務省の回答としては、前向きな回答は得られていないということで、今回改めて、地域活性化TFとしても取り上げていきたいと思っております。

では、説明の方は 20 分前後でお願いし、その後、意見交換とさせていただければと思います。 よろしくお願いいたします。

○五味室長 それでは、初めに、改めて米田先生、川上先生、それから、規制改革推進室の皆さん、本日はこのような場を設けていただきまして、厚くお礼申し上げます。

個々の自己紹介は省略させていただきまして、損保協会につきまして、ごくかいつまんで御紹介させていただきたいと思います。お手元の資料の2つ東がある冊子の付いている方を御覧いただきたいのですが、1枚目に「(社)日本損害保険協会の概要」という紙が付いてございます。これを御覧いただきたいんですけれども、我々日本損害保険協会は現在、国内の損害保険会社26社を会員としてございます。この紙の裏側に、その26社を書き出してございます。この26社さんを会員とする公益社団法人でございます。

現在、我々が取り組んでおります主な活動としましては、資料の表側に上からオレンジ色で出ております5点ほどございます。「消費者とのコミュニケーションの充実」「コンプライアンスの推進」「損害保険事業の基盤強化に向けた取組み」「社会の安全・安心への貢献」「国際社会への働きかけ」。こういう5つの柱でいろいろ活動をしております。要望の提言活動も、これらの活動の一環として行っております。

今、申し上げたような活動を、いわゆる社会的責任というものを中心にまとめたものが、お手元の「日本損害保険協会の『社会的責任』報告書 2007~08」でまとめておりますので、これにつきましては後ほど御覧をいただければと思います。

それでは、規制改革要望の本体につきまして御説明をさせていただきたいと思います。まさに、規制改革要望につきましては、私どもの提言活動の一環として取り組んでおりまして、毎年2回の集中受付月間に、各種の要望を提出させていただいております。それらの幾つかにつきましては、既に規制改革会議の関係者の御尽力をいただきまして、実現されてきているという状況でございます。今年度のあじさい月間におきましても、本日、説明させていただく要望を含めまして 10 の要望を提出させていただいております。

それでは、今日のテーマである要望内容の概要につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。まず、私から全体の概要を御説明させていただいた上で、現場で実際に対応しております、 東京海上日動社の小濱課長から具体例を交えまして、現状の問題点及び要望させていただきたい内容につきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、要望をかいつまんで申し上げますと、お手元のもう一つの資料でございます、一番上にレジュメが付いている束の方を御覧いただきたいんですが、レジュメの次にA3横長の資料が2つ付いてございます。この上の資料を御覧ください。これが本日のテーマであります、住民票写しの取得に関する事務手続の統一化に関する、私どもの要望をまとめたものでございます。

まず、どのような場合に住民票の写しを取得する必要が発生するかということについて申し上げますと、一番上の枠の真ん中より右側のところが、具体的なことを書いたものでございます。例えば御契約のお客様が転居されているにもかかわらず、その転居の御連絡を保険会社に対していただいていないために、お客様に契約関係の資料を送付すると、居所不明ということで返送されてくるケースが、一定の割合で発生しております。もし、この間にお客様に事故が生じている場合、場合によっては保険金の支払事務に支障が出ることも考えられます。

それから、資料には書いていないんですが、保険契約が長期にわたる契約というのがございます。 その保険期間の間にお客様が転居され、連絡が取れなくなるというケースもございます。その場合、 保険料の払い込みも止まっているという場合に、一定の期間の後には契約が失効して、保険のサー ビスが受けられなくなるということが発生します。ですので、その旨をお客様には至急、御連絡を 差し上げる必要が出てくるということになります。

今、申し上げたような場合に、お客様に契約関係の書類を送付したり、あるいは連絡を取らせていただくために転居先を確認するために、住民票の写しを関係の自治体に請求をする手続を取るということでございます。

これが一番上の枠のところにも書いてあるんですが、住民票の写しを取得する手続きとしましては、通常、住所地の自治体に郵送で行っております。しかしながら、その際に必要となる書類や、あるいは手続につきましては自治体ごとあるいは同じ自治体でも、窓口の担当者によって取扱いに差異が生じております。または、過剰に厳格な要件が課せられるというケースもございます。

そのために、この住民票の写しの請求の都度、事前に必要書類を各当該の自治体に確認したり、 あるいは全国の自治体ごとに手続をまとめました一覧表を、会員各社の方で作られまして対応する ということが必要になってきます。このために、損保各社の事務の負担が増えて非効率になってい るという実態がございます。

自治事務に関しましては、その地域の特性に応じて事務処理を行うということが、当然、予想されるんですが、それを受けまして地方自治法でも、そういうものについては配慮すべきことが求められているということでございます。しかしながら、今回の問題にしております住民票の写しの取得事務に関しましては、地域の特性というものも生じないのではないかと考えております。

そこで、企業の事務ロードを削減し、効率化を図るという観点から、書類の要件を手続の簡便性にも御配慮をいただいた上で、適切なレベルで統一を図っていただきたいというのが、私どもの要望の趣旨でございます。

今、申し上げました要望に対しましては、お手元の資料の2段目のところの枠に総務省からの回答が出ておるんですが、総務省からは自治事務であり、原則として各地方公共団体の判断の下になされている旨の回答が寄せられております。

それから、今年の4月には、同じく総務省から「住民票の写し等の交付に関する質疑応答集について」というのが発信されておりますが、自治体の現場では改善が進んでいないというのが実態ではないかと思っております。

以上が当方の要望の概要でございます。それでは、具体的な問題点と要望につきまして、小濱課 長の方から御説明を申し上げます。

○小濱課長 改めまして、東京海上日動火災の小濱と申します。本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、早速ではございますが、私の方から今お話しがありました、具体的な問題点等につきまして、御説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の、今御覧になっていただきました「事務手続きの統一化」の次のページに、A3の横で一覧表を御用意されてあると思います。こちらに沿いまして、簡単ではございますが御説明させていただきたいと思います。

先ほど五味室長からのお話にもあったとおり、事前に我々は各自治体さんの方に、必要な書類を確認して、必要な書類を準備するという手順を取っております。ここに記載されているのが、主な必要書類の一覧になっております。

一つひとつを簡単に御説明させていただきますと、まず、左端にございます申請書というものが ございます。これは転居先の調査のお願いということで、我々の場合、当社の方から各自治体に、 例えば小濱という人間の住所について調査をお願いしたいんだという趣旨の内容を書いたもので ございまして、こちらを出させていただく。これは必須という形になっております。

次に、疎明資料ということで、要するに今回調査をさせていただきたい方と当社との関係を客観的に証明する資料ということで、一般的には申込書が該当します。手前どもで控えている契約の申込書があるわけなんですけれども、こちらの写しを併せて添付してお送りをするという流れになります。

ここで少し、各自治体さんからの意見ということで言いますと、その申込書が自署で書かれていないとだめで、自署で書かれていない申込書を添付すると、また新たに追加資料を求めてくるようなケースもありまして、ここも少し自治体さんによっては若干差異があります。

続きまして、疎明資料の右側の欄にいきますと、本人確認資料という記載がありまして、こちらにつきましては、要するに請求をする側、例えば損害保険会社側の担当者の小濱という人間が自治体に請求をした場合に、私個人の本人確認資料を求められまして、それについてまず要るのか要らないのか、それで要る場合については何が必要なのかということを、この一覧に落としております。ほとんどの自治体さんでは、現時点で要るというケースがほとんどでございまして、その場合、

続きまして、右側に移っていただきますが、職務権限資料ということで、私の本人確認がわかった。では次に私は東京海上日動の誰でどういった人間なんでしょうか、ということを求められるケースがございます。

免許証であったり、または健康保険証を求められるケースが多くなっています。

これに関しましては、勿論そういうものが要るのか要らないのかから始まりまして、では要る場合についてはどんな資料が必要なんですかということで、社員証であったり、委任状、これは例えば職務上の権限がある者が、小濱にこの業務を任せていますといった形のものを求められるケースもあります。または名刺でよかったり、健康保険証と言ってきているのは、健康保険証には今でも保険会社名が書いてあるケースもございますので、それで要件充足とされるような自治体もございますし、そうでない場合もあり、様々なもので代替が一応可能にはなっておりますけれども、こういった書類を求められます。

更に続きまして、ここに書いてある登記簿謄本、こちらも要る場合、要らない場合というものが ございます。言われるのは、東京海上日動というのは本当に存在する会社なのかといったようなと ころで確認をされるケースが多うございまして、そんな場合には、言われれば添付をして提出をし ているという実態でございます。

もう一つ言いますと、送付先の確認資料ということで、先ほどもお話しが出ましたが、郵送でやりとりをさせていただいております。そうしますと、郵送でやりとりをしている関係で、返送先の住所が東京海上日動の事務所であることを求めてくるケースもございます。そういった形で、例えば会社案内を求められたり、または確かにそこの会社があるんだというようなものを、客観的に証明できるような資料を求めてくるケースがございます。

そのほかといたしましては、その自治体ごとに言ってくる資料が違ってきていることがございまして、ここでは例としては、宛先不明で戻った封筒の現物のコピーを添付してくれとか、そういったものも求めてくるケースがございます。

あとは留意事項というくだりを書いておりますが、これは事前に確認をする中で、どういったことが更に、この中でも特に気を付けていくべきことは何かということを記載をした一覧を作成して、 事前に確認ができているものについては、このとおりに進めていますし、また、載っていないものについては、この項目を常に聞いてやっているといったのが、今の実態でございます。

繰り返しになりますけれども、ある自治体ではこれだけの資料を求めるにもかかわらず、ある自 治体ではまた違った資料があるといったところにつきまして、統一化をしていただきたいというの が今回の要望内容ということで、今の説明をもって、具体的な問題点並びに要望ということで、御 説明に代えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○米田主査 どうもありがとうございます。ほかに説明は。
- ○小濱課長 以上でございます。
- ○米田主査 では、こちらの方から、いろいろ基本的なことも含めて質問させていただきたいと思います。

先ほど、五味室長の方からありました、向こうの総務省側の御回答の中に、一度、法改正などで 各都道府県に通達を出したようなお話がありましたが、もう一度、どういう通達が出ているかにつ いて御存じの範囲で御説明いただけますか。

○五味室長 先ほどの横長の資料の、要望が出ている方を御覧いただきたいんですが、その下の3段目の枠のところですけれども、これは当方から総務省に回答が来たので、もう一度投げ返したものに対して、3段目の右のところに、それに対する総務省の回答が寄せられているんですけれども、そこの2行目の真ん中より少し右のところに「平成20年4月28日総行市第102号通知」ということで「住民票の写し等の交付に関する質疑応答集について」というものが、各自治体に出しているというところでございます。

その中の問 15 ということで、住民票の写しを取得する場合に求められる書類として、具体的に どんなものを要求すべきかという問いに対して、答えとしては「具体的な事案如何により様々であ るが、契約書や法令による添付書類等を示す文書の写しなどがあてはまる」というものを各市町村 の方に示して、あとは具体的な事案に応じて、適宜判断されていると言っております。

ここの部分は、先ほど小濱課長から説明がありました疎明資料、お客様と当該保険会社との関係を表す疎明資料として、まさに関係を証明する資料で、これが各自治体によって、いろいろ区々であったり、先ほどの説明では、申込書の写しではだめだ、自署でないとだめだとか、そういうことに対応したものとして、ここで文書の写しなどが当てはまるというふうに言って、解釈が区々なところの考え方を示すということで通知をされているということです。

- ○米田主査 ということは、ここに書いてあります「(問 15) 住民票省令第 10 条第 1 項に規定する 第 4 項第 4 号の事項を証する書類」というのは、疎明資料は具体的に何かを聞いた問いなんでしょ うか。
- ○五味室長 これは後ろの方に条文を付けてございます。横長のA4の資料になります。
- ○並木副長 1ページ目の下のところに、漢数字で四とありますけれども、ここの「第一項に規定

する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的」というのが疎明資料となっておりまして、この説明としまして省令がありまして、それが右側の段に記載しておるんですけれども、省令の第十条です。

そこの4行目に「法第十二条の三」というのが、この「同条第四項第四号」になるんですけれども、「同条第四項第四号の事項を証する書類の提示又は提出を求めるものとする」というところで、 先ほど五味の方から申し上げました質疑応答集が出ておりまして、その質疑応答集を引用している のが、先般のあじさいの回答及び再回答の内容になっております。

めくっていただいて赤字で示しておるのが、問 15 に対する回答ですけれども、これが疎明資料として質疑応答集の中で示されている内容なんですが、このように書かれてはいるんですけれども、 実際の現場では求められるものが区々であったり、写しではなくて自署のものが求められてしまう ということがございます。

○米田主査 総務省の方でもないのに、こういうことを損保協会の方に聞くのは適切ではないかも しれないんですが「契約書や法令による添付資料等を示す文書の写しなど」というので、などが 2 回ありますね。ということは、普通の言い方とすると余り具体的でない書き方で例示してあります ね。ですから、各自治体がいろんなものを指定してくるきっかけとなっております。

もう少し具体的に、明確に書いていただける方がいいですね。行政の方といえども、やはり仕事が多くてそういう文書をひもとく中で、これが何を意味するのかと一々入れ子のようなところをくぐっていく方も少ないのではないかと思うので、質疑応答集というのは基本的に、法律のプロでなくともわかるように書いていただくのが普通の質疑応答集だし、わざわざ具体的にわかりやすくと言ってあるにもかかわらず、そんなところで法令を挙げられたりしても、わかりにくくて、かつ具体的ではないというのが、この答えに対する私が持っている印象なんですけれども。

○五味室長 多分、総務省では我々の要望を受けて、少しでも統一化が図られるようにということで、こういう質疑応答集を出していただけたんだとは思うんですけれども、ただ、聞くところでは、やはりその通知が出た後も、自治体間で書類がそろってきているというわけでもないですし、あるいは自治体側の方にもまだ対応をどうしたらいいかということで、苦慮しているということも小耳に挟んでおります。

○米田主査 本当に私から見ると、御要望はいかにもごもっともで、別にこれは特に自治体による 地域の特性に応じた規則である必要はないわけだし、こういうシンプルな事務はやはり簡素化され るのが、やはり民間にとってはいいことですね。こういうところが、ばらばらになるというのは、 非常に標準化の意味では逆行しておりますね。

○小濱課長 おっしゃるとおりです。

〇米田主査 わざわざ「など」とか「等」がたくさん付いて、何があっても別にそれが違法ではないということになりますので、解釈に準じていないということになりますね。どういうものを持ってこられても、みんなこの中に入れようと思えば入れてしまえるということになると、別にこれは統一的な技術的助言を出されたというわけでもないわけですね。

○小濱課長 そうですね。現に市区町村長の判断にゆだねている部分が多うございまして、故にこ

ういう今の。

- ○米田主査 何でこんな書き方をされるんでしょうね。もう少し単純明快に具体的に書かれてもいいのではないかと思うんですが、何か事務局はその辺、総務省の御意見を聞いていらっしゃいますか。
- ○事務局具体的にヒアリングをしたりというのはできていないです。
- ○米田主査 これからなんですね。
- ○事務局 恐らくは、この住民票の写しを請求するにあたっても、この保険業界さん以外にも多分 いろんな契約形態があるというところで、そこでなかなか統一的に決めきれないのかなと思っては いるんですが。いずれにしろ、まだ詳細を聞き取れていないというところがあります。
- ○川上委員 一番根本的なところになるんでしょうが、転居の場合に自治体へ住民票の写しを求める。その転居した場合というのは転居先はわかるわけですか。

例えば、どこかへ転居していて書類が返ってきた場合、この要望はそれから先をつかみたいとい うところからの発想なんですか。

- ○小濱課長 おっしゃるとおりです。
- ○川上委員 そうすると、返ってきたときに、次にどこに転居しているか。そこの転居先に住民票 の写しを求めるわけでしょう。その転居先というのはわかるんですか。
- ○小濱課長 逆でございまして、いわゆる転入届と転出届を自治体に対して、そこに住めば当然、 転入届をしますし、出る場合は転出届を出しますので、我々がまず把握をしているのは、当然そこ にいたときの住所でございます。

その人の住所で届かなくなったので、そこの自治体に対して調査をするときには、この方は例えばB自治体の方に転出されていますというのを、そこでいただくのです。

- ○川上委員 それはスムーズにもらえるわけですか。問題はそこではなくて、その先での住民票の 写しですか。
- ○小濱課長 その話です。
- ○川上委員 その話ですか。転居先の話。
- ○小濱課長 小濱という人間はAという自治体に住民登録をしていました。Aに照会を出したところ、小濱さんは実はBという町に行きましたということです。
- ○川上委員 だから、転居先がわかれば、そこに今度資料を送るということですね。
- ○米田主査 私は地方自治の専門家ではないので、素人のような立場から考えますと、例えば住民票を送ってほしいというケースはいろいろ考えられるわけで、ガイドブックか何かを出して、例えば損害保険会社の方がこういう請求を出してきたときのガイドラインとかいうので、そのときには契約書の写しと損保会社の社員の本人確認資料とこういうのがあればいいみたいなマニュアルが、損保会社の場合とか、何とかの場合というのが、例えば例示的に出されていれば、自治体の人にとっても何を請求するのが一番適切なのかということで一つひとつ悩む必要もない。

そういった事務手続ですから、問題なければ幾つか考えられる大きな項目についての統一的な例 示というのを、ガイドブックで出されるだけで、自治体にとっても楽だし、損保会社にとっても楽 だということになると思うんですが、そういうのを出すというのはやはり、総務省は自治事務を侵すという意味で、消極的なんですかね。

これは別に、住民票の写しの送付に限らず、今いっぱいあるわけです。地方分権という名の下に、 割とどうでもいい行政の事務手続が各自治体ごとにばらばらになっているという要望は、実は規制 改革会議に実際にあじさい・もみじ要望で来ているんです。

それに対するやり方としては、別に自治体ごとの個性が求められる案件でなければ、統一的なマニュアルのような、わかりやすいものを出していただいて、必ずしもそれに従う必要はないかもしれないけれども、これを基準に考えてくださいということで例示が総務省から出れば、いろんなものが解決するのではないかと思うんです。

- ○川上委員 こういうことで言えば、生保業界も全く同じように言えるでしょうね。
- ○五味室長 おっしゃるとおり、例えば生命保険会社あるいは損害保険会社からの請求の場合には、 これとこれで対応できますというふうに。
- ○米田主査 では、今さっき言われた省令第十条がどういうことかというのが、ガイドブック、解 説ブックで例示してわかりやすく出れば済むことですね。
- ○五味室長 そうしていただければ、自治体の方も対応がスムーズになるでしょうし、会員各社の 方も非常に事務を効率化するのではないかと思われます。
- ○米田主査 この今の条文を、実際に行われていますそういったいろんな手続に落とし込むのだって、自治体の人も例示がないと結構苦労しますね。どちらにとっても余りメリットがないですね。○小濱課長 そうですね。ちょっと、実際の話を1つ御紹介させていただきますと、やはり事前に
- ○米田主査 何年ですか。
- 〇小濱課長 平成 20 年の5月1日です。そこで、このようにかなり厳しくもなり、また、各自治体ごとに提出資料というのが目立ってばらばらになってきたということがございまして、事前にヒアリングをする中では、自治体もやはり混乱をしているというのは、例えばよその自治体さんはどこまでとおっしゃっています、のような言い方も実はあったりもいたしましたし、実際に私などが聞きますと。
- ○米田主査 5月1日に改正されたというのは、主にどういう改正点があるんですか。

聞くということで、この住民票基本台帳法そのものが5月1日に実施されております。

- ○小濱課長 要するに、住民票を取得するケースというのが、本人が取得する場合、それと第三者が取得する場合の大きく2つあるわけですけれども、その第三者が取得する場合に必要な手続というものを明確化した、その中で、第三者の場合ですと本人確認資料を求めますというものを明確にしているのが、ざっくり言いますと、そういう改定がされています。
- ○米田主査 ただ、本人確認の資料を明確にしなさいということは打ち出されたけれども、その中で具体的にはどういうものが本人確認資料かというのが、例示としては出てこなかったわけですね。
- ○小濱課長 明示されているわけではなくて、最終的には市区町村長の判断にゆだねるみたいな形 になっているのが、今の省令においてもそういう書き方なんです。
- ○川上委員 その5月1日の施行というのは、個人情報との兼ね合いがあったんでしょうかね。

- ○小濱課長 そうですね。保護法そのものは随分前に施行させている法律ですので、おっしゃると おりだと思います。そういった形で、住民側にとってみれば勝手に自分の住民情報を、わけもわか らない人たちから取られているというところも背景としてはあったのではないかと推察します。
- ○米田主査 では、今の御要望の程度が甚だしくなってきたのは、その5月1日以降なんですか。 ○小濱課長 そうです。顕著に出てきたのは。

ただ、自署で疎明資料というのは、別に5月1日以前でも求められておりましたけれども、その中で自署でなければいけないだとか、自署でなくてもいいとか、いろいろ差異はあったんですが、本人確認資料はこうでなければいけないとか、職務権限資料が必要だと言われ始めたのは、事実5月1日以降です。

- ○米田主査 その5月1日以降に何かまたガイドラインといいますか、具体的な説明というものは、 総務省から各自治体に流れたのでしょうか、御存じですか。○小濱課長 済みません。そこまで確 認は取れておりません。
- 〇米田主査 逆に言うと、出されていないといいですね。これからこういうのを統一的に出してくださいという要望を、こちらもしやすくなるので。
- ○小濱課長 そうですね。
- ○米田主査 かれこれもう5、6年前だと思うんですが、いろんな行政情報の標準化というのが問題になった時期がありまして、例えば建設業関係では入札などの申請書類が自治体ごとにばらばらなのを標準化して1個にして、情報化していこうという流れの中で、CALSという運動もあったんですが、いつの間にか最近はそれも立ち消えてしまい、今は自治体ごとの権限を尊重するという方に重点が置かれていて、むしろ情報の標準化というのは少しおざなりになっている部分があるのではないかと思うんです。

それというのは結局、中央と地方の関係においてはそれでいいのかもしれないけれども、行政にいるんな申請書類を出さざるを得ない民間企業から見たら、ただ単にシンプルでいいものが全部複雑になって、それが民間のいろんな事務を圧迫しているという現実になっているのではないかと私は思っているんですが、その辺の傾向で何かお感じになられることはありますか。

- ○小濱課長 そうですね。私の立場では、今はこういった業務を担当しておりますもので、今回の場に出させていただいているわけなんですけれども、ほかの業務でということになると、私の方からも情報がございませんもので、私からの意見としてはないんですが。
- ○米田主査 では、とりあえず5月1日以降、今までは疎明資料は勿論付けていたけれども、そのほかの条件についてはまだ5月1日以降の方が厳しくなったという中で、例えば具体的な御提言としては、本人確認資料や職務権限資料などはどういうものを出せばいいとお考えになられますか。

ここにいろいろ挙がっておりますけれども、もしこれを標準化するなら、どういったもので標準 化するのが良いか、御提案があれば、教えていただけますか。

- ○小濱課長 具体的にというとあれですけれども、やはりシンプルにしていただきたいというのが、 1点でも2点でも少ない方がいいというのがあります。
- ○米田主査 だから、シンプルにしていただきたい中で、例えばそちらの方がこういうふうにシン

プルにしていただきたいという具体例があれば、教えていただければと思うんですが。

○小濱課長 多分、会員各社によっていろいろ出せるケースと出せないケースがある場合につきましているいろありますので、例えば社員証だけでいいようにしてほしいとか、そういう意見というのがまだ今この時点で、そういったレベル感というのは調整していない中ですので一概には言えないんですけれども、例えば本人確認資料であっても免許証、でも免許証を持っている社員もいれば、持っていない社員もいますので、ということを考えると健康保険証といっても、それは持っている持っていないとは言えませんけれども、ですので、すごく漠然とした言い方であれば、本人確認資料というのも本人確認法でも明確に決められている事項であろうかと思いますので、そこに逸脱するということまでは考えていないんですけれども、これとこれとこれというふうに、例えば本人確認という意味では入れて列挙していただく。または職務権限資料ということでは、これとこれとこれというふうに例示や限定列挙でも構いませんので、明示していただくということであれば、我々とすれば事前にそれを用意しておけば、全国一律この資料をそろえれば、いただけるという流れになっていれば一番いいんですけれども。

○米田主査 それを具体的にそちらの方から提案型で、これとこれとこれ、ではなくて、これまたはこれまたはこれかもしれないんですけれども、それをまた総務省さんに技術的なガイドラインを考えて出してくださいと言われるのも1つの言い方ですけれども、例えば私どもはこういうもので代用できるように考えますという御提案がある方が、総務省も検討しやすいですね。より検討してみようかなという気持ちになりますね。

○小濱課長 そうですね。より具体的な要望を出せば、確かに総務省の方としても適切性とか妥当性をいろいろ検討していただけるのではないかという気はします。

○川上委員 タイミング的には生保業界、損保業界とここらの問題等ありまして、お客様への措置 の徹底ということも恐らく要求もされておられると思うんですが、徹底をするためのタイミングと しては、ちょうど今いい時期かもわかりません。

ある面では損保業界だけでなくて、例えば生保業界にも働きかけて、そちらの方からも同様の要望が出るというようなことであれば、こちらの方からまたやるのかもわかりませんけれども、2つの業界から同じような要望が出たということであれば、またより強く言えるのではないかなと思うんですけれども、これは損保業界の方でいろいろできるのか、あるいはこちらからやった方がいいのかということは、また後にして、そういうやり方も1つあるのかなと思うんですが。

○米田主査 出される総務省の立場になってみると、こういうのはいかがですかと出してきて、それをみんなで検討していく方が物事が早く進みます。今、川上委員がおっしゃったように、生保業界にも働きかけて、2団体から出れば相当実現可能性が高まります。

総務省の立場になると、御要望は重々わかるんですが、ではそのガイドラインを自分に書けと言われても、自分の想像を超えるいろんな要望があるかもしれない中でどう書いていいか、と思うのではないでしょうか。

○事務局 実際、保険もあれば電気、ガス、水道もあればで、それぞれ本人確認をしようとすると いう可能性があるので、どう書いていいかわからないというところが、総務省は一番あるのかなと 思いますね。

- ○米田主査 生保業界と損保業界って仲いいんでしたか。そういうふうに働きかけたりできるよう な仲なんですかね。
- ○五味室長 ちょっとそれはわかりません。
- ○渡邉課長 余り例はないですね。そんなに仲が悪いわけではないですけれども。
- 〇米田主査 少なくともほかに働きかけるのは別にしても、損保業界ではこういうのは標準的でいいと思うというのを出していただけると、話はそれを土台にしてほかに持っていけばどんどん進んでいく話だと思いますので、是非それを出すことを検討していただけないですか。
- ○五味室長 いろいろ貴重な御示唆を今日いただきましたので、どう対応したらいいのか持ち帰って、会員各社ともいろいろ相談したり、あるいは規制改革推進室の事務局の方と相談させていただければと思っています。
- ○事務局 その件に関連してなんですけれども、わかる範囲で実態のパターンといいますか、大体 どういう書類を求めるところが多いというのが集約してきている、あるいは全然全くばらばらなの かとか、その辺がわかると総務省さんと話をするときに、実態は大体こういうパターンが多いというのがもしあれば、1つ材料になるのかなと思ったので、その辺で何かございますか。全くばらば らという感じですか。
- ○小濱課長 パターン化はされるんだと思ってはおるんですけれども。認識ですと自治体ごとによって違っているというのが実情です。
- ○事務局 例えば運転免許証にしても、全体の市区町村の7割は大体求めていますというのがあればそれは入れますとか、そういう考え方を1つできるのかなとは思っていまして、そこもなかなか実態上はちょっとばらばらかなという感じですね。
- ○小濱課長 済みません。正確なことは今、覚えていませんで申し訳ないです。
- ○米田主査 そちらも協会さんで 26 社おられるわけで、一応今、検討しますと言われてひな形を作られて 26 社に出して、これで皆さんの御賛同が得られるかというような、また、内部検討も御必要でしょうから、この場で即答はできないと思うんですけれども、是非、進めるに当たっては、これは実はとても重要な御提案をいただいていると私は思っています。別に損保さんだけの話ではないと思っています。

これを突破口に何とか不必要な地方分権における手続の多様化というのは、今後も防いでいきたいと思っておりますので、是非、そのためにもそちらの方からひな形を出していただけるとありがたいと考えております。

- ○五味室長 まさに先ほどの繰り返しになりますけれども、非常に貴重な御示唆をいただいたので、 我々としてもどのようなことができるか、持ち帰っていろいろ検討させていただきたいと思います。○米田主査 よろしくお願いします。
- ○事務局 以上でヒアリングを終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。